

(仮称)葛飾区手話その他コミュニケーション手段の利用促進に関する条例(素案)に対する区民の意見と区の方針

【取扱いについて】 ◎：条例（案）に意見を盛り込むよう検討する
 ☆：具体的な施策を進めるにあたって検討する

○：条例（素案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きする

No.	意見の要旨	取扱い	区の方針
条例（素案）本文に関するもの 25件			
1	<p>手話は言語であると明記してください。 条例（素案）の書き方では、コミュニケーション手段の一つとして捉えられてしまいます。</p> <p>（同様の意見が他に11件）</p>	◎	<p>第1条「目的」において、「この条例は、音声言語のみならず手話その他の形態の非音声言語も言語であるとの認識に基づき、（以下、省略）」と定め、第3条「基本理念」においても、「手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるとの認識のもと行わなければならない。」と定めておりますが、いただいたご意見を踏まえ、条例（素案）の修正を検討してまいります。</p>
2	<p>災害時の情報・コミュニケーションについて明記してください。</p> <p>（同様の意見が他に7件）</p>	○	<p>第7条「施策の基本方針等」の「（2）障害のある人の障害特性に応じた適切な情報の受け渡し及びコミュニケーションのための手段を選択して利用しやすい環境を整備するための施策」に含まれるものと考えております。</p> <p>同施策を推進していくなかで、具体的な進め方を検討してまいります。</p>

【取扱いについて】 ◎：条例（案）に意見を盛り込むよう検討する
 ☆：具体的な施策を進めるにあたって検討する

○：条例（素案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きする

No.	意見の要旨	取扱い	区の考え方
3	<p>区が情報発信等を行う際の施策について、明記してください。</p> <p>(同様の意見が他に1件)</p>	○	<p>第7条「施策の基本方針等」の「(2) 障害のある人の障害特性に応じた適切な情報の受け渡し及びコミュニケーションのための手段を選択して利用しやすい環境を整備するための施策」に含まれるものと考えております。</p> <p>同施策を推進していくなかで、具体的な進め方を検討してまいります。</p>
4	<p>第3条に記載されている、「障害特性に応じた適切な情報の受け渡し」は障害のある人だけでなく、障害のある人に伝える側にとっても重要だと思います。障害のある人への配慮は、全ての人への配慮であるので、これを強調しても良いと思います。</p>	○	<p>いただいたご意見のとおり、障害のある人だけでなく、障害のある人に伝える側の人にとっても有意義なものになるよう、第7条「施策の基本方針等」の「(2) 障害のある人の障害特性に応じた適切な情報の受け渡し及びコミュニケーションのための手段を選択して利用しやすい環境を整備するための施策」を推進してまいります。</p>
5	<p>条例に基づく具体的施策を実施するための、財源の確保について明記してください。</p> <p>(同様の意見が他に1件)</p>	△	<p>第7条「施策の基本方針等」に掲げる施策を推進するにあたり、必要な財政上の措置を講じてまいります。</p>

【取扱いについて】 ◎：条例（案）に意見を盛り込むよう検討する
 ☆：具体的な施策を進めるにあたって検討する

○：条例（素案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きする

No.	意見の要旨	取扱い	区の考え方
条例施行後の施策に関するもの 17件			
6	条例（素案）にルビを振るなど、障害者に配慮されていると思います。 是非、この条例を制定して、障害のある、なし、に関わらず、暮らしやすい葛飾区にしてください。 それとコミュニケーションボードを作成して、希望する人に配ると良いと思います。	☆	第7条「施策の基本方針等」の「（2）障害のある人の障害特性に応じた適切な情報の受け渡し及びコミュニケーションのための手段を選択して利用しやすい環境を整備するための施策」を推進していくなかで、検討してまいります。
7	高齢者の介護施設に、各施設に最低限一人の手話通訳者を配置する施策が必要であると思います。	☆	
8	区内公共施設にタブレットを設置し、遠隔手話通訳や電話リレーサービスを導入してほしいです。	☆	
9	区の施策として、介護従事者や民生委員・児童委員等への聴覚障害者理解・手話学習の機会を作ってください。	☆	
10	手話の普及にあたり、手話を学ぶ機会の確保が、聞こえない人にとっても、聞こえる人にとっても、ともに必要であると考えます。	☆	
11	区政の情報発信について、可能な限り手話でも情報が取得できるようにしてほしいです。	☆	

【取扱いについて】 ◎：条例（案）に意見を盛り込むよう検討する
 ☆：具体的な施策を進めるにあたって検討する

○：条例（素案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きする

No.	意見の要旨	取扱い	区の考え方
12	第7条（3）の施策に、コミュニケーション支援者の研修も含める必要があると思います。	☆	第7条「施策の基本方針等」の「（3）コミュニケーション支援者の確保及び養成のための施策」を推進していくなかで、検討してまいります。
13	手話通訳者の質の向上を推進してください。	☆	区では、現在、葛飾区社会福祉協議会への委託により、手話講習会を開催しております。第7条「施策の基本方針等」の「（3）コミュニケーション支援者の確保及び養成のための施策」の中で、本講習会を一層充実したものとしていくよう、検討してまいります。
14	第7条に記載されている、「2 区は、1に定める施策の推進に当たっては、障害のある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。」という内容は、是非、条文のとおり実施してください。	☆	今後とも、障害者施策推進協議会等の機会を捉え、ご意見を広く聴取し、第7条「施策の基本方針等」に掲げる施策を推進してまいります。
15	事業所に、筆談器や点字メニュー等が設置され、それらのコミュニケーション手段について、入口に標識を設置したり、適合基準を定める必要があると思います。その適合基準を上回っている場合は、公表できる制度があっても良いと思います。	☆	平成28年4月1日に施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や平成30年10月1日に施行された、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」において、事業者における合理的配慮の提供について定められています。 区としましても、事業者において、手話その他コミュニケーション手段の利用促進が一層図られるよう、支援策を検討してまいります。
16	条例について、様々な人に伝わるように、「分かりやすいパンフレットの作成」「ホームページへの掲載」など、工夫をしてほしいと思います。	☆	条例の周知方法について、検討してまいります。

【取扱いについて】 ◎：条例（案）に意見を盛り込むよう検討する
 ☆：具体的な施策を進めるにあたって検討する

○：条例（素案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きする

No.	意見の要旨	取扱い	区の考え方
17	このような条例を作ると、区が良くなると思うので賛成です。 どのような障害者がいて、何をすれば良いのか。 障害者の特性について、分かりやすいパンフレットを作って配布してほしいです。	☆	区では、これまで、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を周知するパンフレットの配布や、区民向けの出前講座等の実施を通じて、障害理解の促進に努めてまいりました。 今後も引き続き、障害理解を促進するための方法について、検討してまいります。
18	条例の制定について、賛成していますが、要約筆記について、手話講習会と同様、葛飾区独自で昼間及び夜間の要約筆記講習会の開催を検討してください。	☆	今後の課題として検討してまいります。
19	全国手話スピーチコンテストがありますが、区レベルでも設けてはどうでしょうか。	☆	
20	今回のような、パブリックコメントの意見募集や意見提出などに、手話動画があれば良かったです。また、問合せも手話動画で対応できるなどの検討をお願いいたします。	☆	
21	条例制定後に、手話で条文が確認できるように、区のホームページに、日本語での表示に合わせて、手話による表示もしてほしいです。	△	条例について、分かりやすく周知するよう努めてまいります。
22	条例について、もう少し平易な文章にできないのでしょうか。 ルビが振ってあっても、言葉自体が難しいです。	△	

【取扱いについて】 ◎：条例（案）に意見を盛り込むよう検討する
 ☆：具体的な施策を進めるにあたって検討する

○：条例（素案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きする

No.	意見の要旨	取扱い	区の方考え方
その他 5件			
23	手帳を持っている聴覚障害者以外も対象とするべきだと思います。	○	第2条「定義」の「（1）障害のある人」を対象とします。具体的には、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害がある人であって、障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々です。
24	コミュニケーションは社会生活を営む上で必須であると考えています。この条例を推進してほしいです。 障害のためにコミュニケーションが難しいというのは何らかの改善が必要です。 そのため、障害者が自分で努力するだけでなく、区民がそれぞれ障害に応じたコミュニケーション手段を学ぶことがとても大切なはずで 誰もが、分け隔てなくコミュニケーションができる社会の実現を望んでいます。	○	第7条「施策の基本方針等」に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。
25	率先して、条例を制定して、障害のある人への理解と、誰もが暮らしやすい葛飾区をつくろうとする姿勢が素晴らしいと思います。	○	
26	音声言語だけでなく、手話その他の形態の非音声言語を言語であると認識し、コミュニケーション支援を行う条例は必要だと思います。	○	

【取扱いについて】 ◎：条例（案）に意見を盛り込むよう検討する
 ☆：具体的な施策を進めるにあたって検討する

○：条例（素案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きする

No.	意見の要旨	取扱い	区の方考え方
27	なぜ、他区のように「手話言語条例」としなかったのでしょうか。	△	<p>障害の態様は様々であり、障害特性に応じた手段によるコミュニケーションの支援を必要とするのは、聴覚障害に限られるものではありません。</p> <p>そのため、手話だけでなく、様々なコミュニケーション手段の利用等に関する取組を推進していく必要があり、関係団体からのご意見も踏まえ、「手話言語」と「コミュニケーション手段の利用促進」を一つの条例とすることとしております。</p>

◎：条例（案）に意見を盛り込むよう検討する 12件
 ☆：具体的な施策を進めるにあたって検討する 15件

○：条例（素案）に盛り込まれている 15件
 △：意見・要望としてお聞きする 5件